○経済産業省令第三十三号

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

経済産業大臣　枝野　幸男

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百五十五条の三・」を「第二百五十五条の三―」に改める。

第三十五条を削り、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

（物流企画室）

第三十三条　流通政策課に、物流企画室を置く。

2　物流企画室は次に掲げる事務をつかさどる。

一　流通政策課の所掌事務に係る物流に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で経済産業省の所掌に属するものに関すること（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。

3　物流企画室に、室長を置く。

第二百四十七条第一項中「三十九人」を「四十五人」に改める。

第二章第一節第一款第三目中第二百五十五条の三を第二百五十五条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

（鉱業管理官）

第二百五十五条の三　政策課に、鉱業管理官一人を置く。

2　鉱業管理官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち特定事項を処理する。

一　国内及び本邦周辺の海域に存する鉱物資源の適正な管理に係る鉱業に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の施行に関すること。

第二百五十七条第一項中「十四人」を「十三人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第三十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、経済産業省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

経済産業大臣　枝野　幸男

経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四、一九八人	
資源エネルギー庁	一、二四一人	
特許庁	二、八八〇人	
中小企業庁	二〇四人	
合計	八、五二三人	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の経済産業省定員規則第一条及び附則第二項の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

2　改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十四年九月三十日までの間	四、二七六人
特許庁	平成二十四年九月三十日までの間	二、八八七人

○国土交通省令第四十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

国土交通大臣　前田　武志

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四一、四一四人	
観光庁	一〇二人	
気象庁	五、三八二人	
運輸安全委員会	一七六人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一二、六八九人	
合計	五九、七六三人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十四年六月三十日までの間	四一、五四二人
	平成二十四年七月一日から同年九月三十日までの間	四一、五三九人

○国土交通省令第四十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

国土交通大臣　前田　武志